

## 目 次

規 則	ページ
2 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
<b>告 示</b>	
3 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正……………	2
4 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正……………	4
5 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正……………	4
<b>辞 令</b>	
事務所長の任免について……………	5
事務所長の任免について……………	5
<b>規 程</b>	
1 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部改正……………	5
<b>監査委員公表</b>	
定期監査結果の公表について……………	6

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和元年 6 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

新	旧
別表第 1（第 2 条の 2 関係） 1～6（略）	別表第 1（第 2 条の 2 関係） 1～6（略）
7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病	7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病

及びこれらに付随する疾病

(1)～(10) (略)

(11) オルトートルイジンにさらされる業務  
に従事したため生じたぼうこうがん

(12)～(15) (略)

(16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、がん  
原性物質又はがん原性因子にさらされる  
業務に従事したため生じたことの明らか  
な疾病

8～10 (略)

及びこれらに付随する疾病

(1)～(10) (略)

(11)～(14) (略)

(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、がん  
原性物質又はがん原性因子にさらされる  
業務に従事したため生じたことの明らか  
な疾病

8～10 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成31年4月10日から適用する。

告

示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第3号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和元年5月20日から実施した。

令和元年6月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「

〃	小針南支店	〃	寺尾支店
〃	流通センター支店	〃	黒埼支店
〃	沼垂支店	〃	新潟駅前支店
〃	南新潟支店	〃	木戸支店
〃	藤見町支店	〃	物見山支店

」

を

「

〃	小針南支店	〃	寺尾中央支店
〃	流通センター支店	〃	黒埼支店
〃	沼垂中央支店	〃	新潟東大通支店
〃	南新潟支店	〃	木戸支店
〃	東新潟支店	〃	物見山中央支店

」

に改め、同表村上市事務所の項中

「  
| | 北越銀行村上支店 | 北越銀行 村上支店 |  
| | 村上市 | |  
」

を

「  
| | 北越銀行村上中央支店 | 北越銀行 村上中央支店 |  
| | 村上市 | |  
」

に改め、同表糸魚川市事務所の項中

「  
| | | 北越銀行 糸魚川支店 北越銀行 青海支店 |  
| | | |  
」

を

「  
| | | 北越銀行 糸魚川中央支店 北越銀行 青海支店 |  
| | | |  
」

に改め、同表妙高市事務所の項中

「  
| | | 北越銀行 新井支店 |  
| | | |  
」

を

「  
| | | 北越銀行 新井中央支店 |  
| | | |  
」

に改め、同表五泉市事務所の項中

「  
| | 北越銀行五泉支店 | 北越銀行 五泉支店 |  
| | 五泉市 | |  
」

を

「  
| | 北越銀行五泉中央支店 | 北越銀行 五泉中央支店 |  
| | 五泉市 | |  
」

に改める。

#### 新潟県市町村総合事務組合告示第4号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成16年告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

#### 新潟県市町村総合事務組合告示第5号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成16年告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

辞

令

**事務所長の任免について(辞令)**

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和元年6月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和元年5月9日付け 加茂市事務所長を免ずる 吉田淳二

**事務所長の任免について(辞令)**

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和元年6月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和元年5月10日付け 加茂市事務所長を命ずる 藤田明美

規

程

**新潟県市町村総合事務組合理程第1号**

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成16年規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

新	旧
(奨学援護金の支給) 第9条 (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1)・(2) (略) (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上	(奨学援護金の支給) 第9条 (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1)・(2) (略) (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上

の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者 月額 18,000円

(4) (略)

3～7 (略)

の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者 月額 16,000円

(4) (略)

3～7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

## 監 査 委 員 公 表

### 定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和元年6月3日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 南 雲 正

#### 1 監査年月日

令和元年5月23日

#### 2 監査対象年度及び期間

平成30年度 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 3 監査結果

監査の結果、新潟県市町村総合事務組合の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は適正に執行されているものと認められた。